

「多衆行進または集団運動に関する条例に基づく事務の取扱に関する訓令」  
(昭和37年 本部訓令第5号)

この訓令は、多衆行進又は集団運動に関する条例に基づく実施の細目、  
その他必要事項を定めたもの